

## ○北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（昭和五十八年七月五日内閣総理大臣決定）

北方領土問題の解決は、日本国民の強い願いである。

北方領土、すなわち、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島は、歴史的にも法的にも我が国固有の領土であるにもかかわらず、いまだなおソ連の不法占拠の下に置かれている。

この北方領土の一括返還を実現して日ソ平和条約を締結し、両国間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立することは、我が国対ソ外交の基本的課題であり、従来からそのための外交努力が重ねられてきたところであるが、いまだその解決をみるに至っていない。

我が国は、今後ともその基本的立場を堅持し、粘り強い対ソ外交交渉を継続することはもとよりであるが、これを支える最大の力は、北方領土の返還を求める一致した国民世論にほかならない。

この国民世論は、近年かつてないほどの高まりをみせているが、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民の関心と理解を更に深めるための各種啓発活動の全国的な推進により、こうした国民の声が、今後より一層強固なものとして持続していくことが必要である。

また、ソ連の占拠により父祖伝来の島を追われ、引揚げを余儀なくされた者は、北方領土隣接地域を中心に北海道を始め全国各地に居住し、北方領土の祖国復帰の一日も早い実現を願っている。この願いは、全国民的な北方領土返還要求運動の原点であり、また、これらの者自身この運動の有力な担い手として重要な役割を果たしているが、一方において、年月の経過の中でその高齢化が進み、北方領土における生活体験を有しない世代への交替期を迎えつつある。

このような状況にかんがみ、これらの者やその子、孫を含む北方地域元居住者に対する援護のための施策及び北方地域元居住者が北方領土問題の解決の促進を図る上で果たしている役割の重要性についての認識を深めるための施策を一層充実強化する必要がある。

さらに、北方領土に隣接する根室市（歯舞群島の区域を除く。）別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の一市四町の区域、すなわち、北方領土隣接地域は、北方領土から引揚げを余儀なくされた者の多くが住んでいる地域であり、北方領土返還要求運動の発祥の地であると同時に、この運動の拠点としての位置を占める重要な地域である。

この地域は、かつて行政的にも経済的にも北方領土と一体の社会経済圏を形成して発展した地域であるが、北方領土問題が未解決であることから、戦後はその望ましい地域社会としての発展が阻害されるという特殊な事情の下に置かれている。

このような事情にかんがみ、北方領土返還要求運動の拠点である北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するよう、この地域の振興及び住民の生活の安定に関する総合的な施策を計画的に推進する必要がある。

北方領土問題及びこれに関連する諸問題については、以上のような基本的な認識の下に、その解決の促進を図ることとし、そのために実施すべき事項とその基本的方向等は、次のとおりである。

## 第一 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関する事項

### 1 基本的方向

北方領土の返還の実現に向けて一致した国民世論の高揚とその持続を図るため、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民一人一人の理解と認識を深めるとともに、国民の自発的な北方領土返還要求運動の一層の発展とその全国的な定着化を推進する。

### 2 啓発の重点的推進方法

- (1) 各種広報媒体及び啓発施設による適切かつ効果的な広報活動の推進
- (2) 集会、講演会、展示会等各種啓発行事の推進
- (3) 学校教育、社会教育における適切な指導の確保
- (4) 地域、職場等における北方領土返還要求運動の促進とその体制の育成強化

## 第二 北方地域元居住者に対する援護等に関する事項

### 1 基本的方向

北方地域元居住者の置かれている特殊な事情及び特別な地位にかんがみ、その生活の安定及び福祉の増進を図るための施策並びに北方地域元居住者が北方領土問題の解決の促進を図る上で果たしている役割の重要性について、その認識を深めるための施策の充実強化とその一層の効果的な推進を図る。

### 2 援護等の施策の重点的推進方法

- (1) 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和三十六年法律第百六十二号）に基づく融資事業の効果的な推進
- (2) 北方地域元居住者の団体の育成とその活用等によるこれらの者に係る研修、交流等の事業の推進

### 第三 北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する事項

#### 1 基本的方向

北方領土問題が未解決であることにより北方領土隣接地域が置かれている特殊な事情にかんがみ、この地域を安定した地域社会として形成するのに資するため、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号。以下「特別措置法」という。）第六条に基づく北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画（以下「振興計画」という。）を策定し、その実施の推進を図る必要がある。

#### 2 振興計画

##### (1) 振興計画の性格

振興計画は、北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策の大綱を示すものである。

##### (2) 振興計画の期間

振興計画は、おおむね五年を一期とする計画とし、昭和五十八年度から北方領土が返還されるまでの間、継続して策定する。

振興計画は、北方領土が返還された日の属する年度において終了する。

##### (3) 振興計画の対象地域

振興計画は、特別措置法第二条第二項の区域を対象とする。

##### (4) 施策の基本方向

ア 北方領土隣接地域における社会・経済の安定的な発展の基盤を形成するため、交通施設及び通信施設の整備を図るとともに、国土の保全及び水資源の開発を図る。

イ 北方領土隣接地域の住民の生活の安定に資するため、教育及び文化の振興を図るとともに、住宅、生活環境施設及び社会福祉施設の整備を図るほか、医療の確保に努める。

ウ 北方領土隣接地域における活力ある地域経済の展開のため、農林水産業、商工業その他の産業の振興を図る。

エ アからウまでに掲げるもののほか、北方領土隣接地域が置かれている特殊な事情に起因する諸問題の解決に資するため、地域の振興及び住民の生活の安定のために必要な施策について、適切な計画を策定する。

##### (5) 諸計画との整合性等

ア 振興計画の策定に当たっては、北海道総合開発計画との整合性を保つよう十分配慮する。

イ 振興計画の策定に当たっては、計画対象区域の市町の基本構想等との

関連に十分配慮する。

(6) その他の留意事項

ア 振興計画の策定及びその実施に当たっては、自然環境の保全等環境の保全に十分配慮する。

イ 振興計画に基づき北方領土隣接地域の市町が行う事業については、当該市町の財政運営に支障を及ぼさないよう十分配慮する。

ウ 振興計画の実施に当たっては、今後の国、地方公共団体の財政事情等社会経済情勢の推移に応じて、弾力的な運用を図る。